

福祉部子ども室子育て支援課長 様

健康医療部保健医療室医療対策課長

施設における麻しん（はしか）対策について

日頃より、健康医療行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年に入り、大阪府における麻しん（はしか）患者の報告数が増加し、1月22日時点で15名と、昨年1年間の報告数に迫る勢いとなっております。

麻しんは非常に感染力が高く、飛沫感染の他、空気感染で広まります。感染拡大防止のためには、ワクチン接種等により、事前に免疫をつけておく必要があります。また、平成19年12月28日に策定された「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成28年2月3日一部改正）」により、患者が1例でも発生した場合に感染経路の把握等の調査を行うこととなっております。

つきましては、貴課が所管する学校等に対して、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、当該施設の職員や利用者等のり患歴又は予防接種歴を確認いただき、必要に応じて予防接種の勧奨を行う等の平時からの対策をしていただくとともに、施設内で麻しん患者の発生時に保健所等と連携をとって対応する等、発生時の対応について広く周知していただきますようお願いいたします。

【参考】

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年厚生労働省）」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

- ・麻しんの予防接種の勧奨の周知について（医対第1456号平成30年5月22日）
- ・大阪府ホームページ「麻しん（はしか）について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/hasika.html>

- ・大阪府感染症情報センターホームページ「麻しん・風しん情報」

http://www.iph.pref.osaka.jp/kansen/zbs/zmsn_zfs.html

健康医療部保健医療室医療対策課
感染症グループ

河原・折井・瀧井

TEL：06-6944-9157（ダイヤルイン）

FAX：06-6941-9323